

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和5年10月19日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇（国営総合農地防災事業）〇〇円の県及び市、改良区が負担する事業費が分かる関係書類全部 農水〇〇、農山漁村振興課、生産基盤課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和5年11月2日、実施機関は、本件請求に係る公文書については「当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和5年11月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年2月1日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

徳島県情報公開条例第12条3項の規定により次のとおり請求を拒否することと決定したが本来あるべき書類を隠した。〇〇土地改良区（〇〇円現在〇〇円）事業に関する覚書及び地目変更等の関係書類がないので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

今回、審査請求人が公開を求めている公文書は、国営総合農地防災事業〇〇地区の県、市及び改良区の負担金に関する書類のうち〇〇総合県民局農林水産部〈〇〇〉が

保有するもの（以下「本件公文書」という。）と推察されるが、〇〇総合県民局農林水産部〈〇〇〉では、国営総合農地防災事業〇〇地区の負担金に関する業務を行っておらず、本件請求に係る公文書を作成、又は取得したことがないため、保有していない。

なお、審査請求人は、審査請求の理由として、覚書及び地目変更等の関係書類がないと主張しているが、本件請求に覚書及び地目変更等の関係書類という記載はない。

以上により、本件請求に係る文書は保有しておらず、本件処分を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和6年 2月 1日	諮問
令和7年 7月28日 第2部会（第25回）	審議
同 年 9月 2日 第2部会（第26回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る対象公文書について

審査請求人は、「あるべき書類」を隠したとして、〇〇土地改良区（〇〇円現在〇〇円）事業に関する覚書及び地目変更等の関係書類の存在を主張している。

これに対して、実施機関は、本件公文書を保有していないと主張しているため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

実施機関の弁明によると、〇〇総合県民局農林水産部〈〇〇〉では、国営総合農地防災事業〇〇地区の負担金に関する業務を行っていないため、本件公文書は保有していないとのことである。

徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）を確認したところ、国営事業に係る施策の企画及び調整に関する事務については、生産基盤課が分掌しており、〇〇総合県民局農林水産部〈〇〇〉では事務を行っていないことが認められる。

また、審査請求人が審査請求書において公開すべきと主張する書類は、本件請求において公開を求めた文書とは異なる文書であり、当該書類は本件処分とは直接関係がないものであるから、審査請求人の主張は、これを採用することができない。

以上により、本件公文書を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
梶本 久実	税理士	